

地球温暖化対策広報業務委託 プロポーザル公募要領

○ 留意事項

平成 30 年度第 1 回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。

第 1 事業の趣旨・目的

国は温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減する目標の達成を目指して、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を普及啓発する広報活動「COOL CHOICE」を推進しているところです。

この事業は、上記活動の岐阜県版として「ぎふ清流 COOL CHOICE」をキャッチフレーズに掲げ、幅広い層の県民を対象とした地球温暖化対策の効率的・効果的な普及啓発を図るための広報業務を実施するものです。今般、この事業の企画提案を募集します。

企画提案は、評価会議を経て最優秀提案者を選定し、県との協議により業務内容を確定し、予算の範囲内で契約を締結する予定です。

第 2 募集の内容

別紙「地球温暖化対策広報業務委託仕様書」のとおり

第 3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、法人格の種類は問わない。）又は、複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）であって、以下の①から⑧までの要件を満たしていることとし、共同体で参加する場合には、その代表法人が①から⑧までを満たしており、その他の構成員の法人については③から⑩までの要件を満たしていることとします。

これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

なお、一の団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参加申込みする場合も含む。）を行うことはできません。

- ① 岐阜県内に本社、本店、支店又は活動拠点を置いている法人であること。
- ② 岐阜県入札参加者資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置指名停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、公募型プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。
- ⑥ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画許可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規程によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者であっても、手続開始の決定後、県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産手続開始の決定を受けた者（破産手続開始の決定を受けた者で、破産手続開始の決定後、破産管財人が選任され、破産管財人が選任された日から 2 年を経過しない者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑨ 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者。
- ⑩ 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者。

2 企画提案書の作成

「第2 募集の内容」の仕様に従い、以下の項目について様式1に沿って作成してください。

(1) 企画案の内容等

- ① 「COOL CHOICE」の理解を促進する広報業務
- ② 親子で楽しめるイベントの開催業務
- ③ 提案企画の実施業務

(2) 実施スケジュール

各月における業務計画を明示した実施スケジュールを記載してください。

(3) 実施体制

委託業務の実施体制（従事者の名簿及び役割分担、再委託先（予定）、再委託内容などを含む）を記載してください。

(4) 委託業務を実施するにあたっての法人の特色及び優位性

委託業務を実施する上で、過去の類似業務実績、スタッフの実績等、他の法人と比較した優位性があればご記入ください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

- ① 公募要領等の公表・配付
平成30年2月1日（木）～平成30年3月5日（月）
- ② 公募要領等に関する質問受付
平成30年2月1日（木）～平成30年2月23日（金）
- ③ 業務内容説明会
平成30年2月15日（木）
- ④ 企画提案書の受付
平成30年2月1日（木）～平成30年3月5日（月）
- ⑤ 評価会議
平成30年3月16日（金）（予定）
- ⑥ 評価結果の通知・公表
平成30年3月20日（火）（予定）

※ 配付及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の配付時間

午前8時30分～午後5時15分

(3) 公募要領等の配付場所

岐阜県環境生活部環境管理課温暖化対策係

（岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁6階）

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「[トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル](https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/)」からも入手できます。なお、郵便等での配付は行いません。

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、平成30年2月23日（金）午後5時15分までに、質問書（別添1）を環境管理課温暖化対策係あてにFAX、電子メール（ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。）又は郵送により提出してください。

② 回答

質問に対する回答は、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル>

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)」上にて公表します。

(5) 業務内容説明会

① 開催日時

平成30年2月15日（木）13:30～14:30

② 開催場所

岐阜県庁6階 6南1会議室
(岐阜市藪田南2丁目1番1号)

③ 参加申込

説明会参加希望者は、平成30年2月9日（金）午後5時15分までに説明会参加申込書（別添2）を環境管理課温暖化対策係までFAX又は電子メールにより提出してください。

電子メールの場合は件名を「地球温暖化対策広報業務委託説明会参加申込」としてください。なお、説明会に出席できる者は一人につき2名までとします。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

① 提出書類

ア 企画提案書（様式1）

イ 法人等概要書（様式2）

ウ 法人に関する書類

(ア) 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3カ月以内のもの）またはその写し

(イ) 定款又は寄付行為

(ウ) 事業内容及び収支内容がわかる書類（直近の事業年度のもの・任意様式）

(エ) 県税事務所が交付する全税目の完納証明書

(オ) 税務署の交付する消費税及び地方消費税について未納の税額（執行猶予に係るものを除きます。）がないことの納税証明書

エ 誓約書（様式3）

オ 見積書（任意様式）

※ 「第3 プロポーザルに係る事項」の2の（1）に示す業務毎の内訳を記載してください。

カ 共同体構成員表（共同体で参加申込みする場合）（様式4）

キ 共同体協定書の写し（共同体で参加申込みする場合）（様式5）

※ 共同体で参加申込みする場合、上記イ～エの書類は、すべての構成員に係るものを提出してください。

② 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

③ 提出方法

企画提案書等を平成30年3月5日（月）午後5時15分までに、郵便又は持参のいずれかの方法で環境管理課温暖化対策係に提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに環境管理課に到着したものを有効とします。

郵送の場合、必ず「簡易書留」としてください。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

- ア 「第4 選定に係る事項」における評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 企画提案書類に虚偽の記載を行った場合
- オ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤ 提出書類の返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加者が共同体である場合は、その構成する法人が業務委託の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（別添3）を環境管理課温暖化対策係に持参又は郵送により提出してください。

オ 提出書類の大きさは、日本工業規格A4縦型（一部A3判資料使用可）で統一してください。

カ 提出書類に不足がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。

キ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

(8) 見積書作成に当たっての注意事項

① 見積金額は、委託期間中の本委託業務に係る費用の見込額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

③ 見積書のあて先は、岐阜県知事とし、代表者（共同体の場合は代表法人）の印鑑を押印してください。

④ 見積書には、委託業務に要する経費の内訳を記載、または、別表で添付することとし、提案する業務内容ごとに、内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載してください。

第4 選定に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員により構成されるプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）が行います。

2 評価会議

(1) 開催日時

平成 30 年 3 月 16 日 (金) (予定)

(2) 開催場所

岐阜県庁 6 階 環境生活部会議室 (予定)
(岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号)

(3) プロポーザルの所要時間

プレゼンテーション 20 分間。その後、構成員からの質疑を行います。

(4) 注意事項

各参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。

指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

パソコン、タブレット、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書受付期限までに県に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別表の評価基準のとおりです。

4 契約交渉の相手方の決定

評価会議において選定された最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定します。

なお、評価会議において最優秀提案者が選定されなかった場合は、本業務の公募を再度実施します。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、提案者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称 (申込順)
- ③ 全提案者の評価点 (得点順、応募者の名称は秘匿)
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

※ 応募者が 2 者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第 5 契約の締結

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約候補の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価点が次に高い提案者 (基準点を満たした者に限る) と協議を行うこととします。

第 6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例 (平成 10 年岐阜県条例第 21 号)、知事を取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則 (平成 11 年岐阜県規則第 8 号) に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

4 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施スケジュール及び実施体制表を作成し、県の承認を得てください。また、業務の実施にあたっては、県と協議の上で行ってください。

5 実施報告書の提出

受託者は、業務終了後速やかに、仕様書の内容を満たしていることが確認できる業務実績報告書を提出してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁6階）
岐阜県環境生活部環境管理課温暖化対策係
TEL：058-272-1111（内線）2694
FAX：058-278-2610
電子メールアドレス：c11264@pref.gifu.lg.jp

評価基準

1 評価の方法について

- ① 下記の「評価項目及び評価内容」に基づき、各項目の合計を100点満点として採点し、点の合計により評価点を算出する。なお、各構成員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ② 構成員別に提案者ごとの評価点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。
ただし、評価点同順位の提案者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となった提案者の数で除して得られる点数を付与する。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。
ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とする。
なお、同点かつ見積額が同額の場合は評価会議で討議して順位を決する。
- ④ 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。

2 評価項目及び評価内容について

- ・ 下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目及び評価内容		配点				
		優良	良	普通	やや劣	劣
1 提案内容	(65点)					
① (1)の「COOL CHOICE」の理解を促す広報業務は、その考え方が浸透する工夫がなされているものであるか。		10点	8点	6点	4点	2点
② (1)の「COOL CHOICE」の理解を促す広報業務は、その実践につながるようなものであるか。		10点	8点	6点	4点	2点
③ (2)の親子で楽しめるイベントの開催業務は、親子で楽しみながら学べるものであるか。		15点	12点	9点	6点	3点
④ (2)の親子で楽しめるイベントの開催業務は、多数の参加が見込めるものであるか。		15点	12点	9点	6点	3点
⑤ (3)の提案企画の実施業務の内容は、独自性があり効果的なものとなっているか。		15点	12点	9点	6点	3点
2 業務の実施能力、費用配分	(30点)					
① 提案事業者は、業務の実施に必要な知識、ノウハウ、経験を有し、的確に業務を実施する体制を整備しているか。		15点	12点	9点	6点	3点
② 各提案項目に要する費用は、効果に見合ったものであるか。		15点	12点	9点	6点	3点
3 社会的課題への取り組み	(5点)					
① 仕事と家庭の両立支援	(2点)					
② 障がい者雇用	(2点)					
③ 若者の採用・育成	(1点)					
評価点 (1+2+3)	(100点)	点				